

社会福祉法人 杏樹会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杏樹会（以下、「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用等に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に基づく理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。

(評議員会の出席報酬)

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、下記により報酬を支払うことができる。

評議員会出席報酬	報酬 (日額)	10,000円
----------	---------	---------

(理事会の出席報酬)

第4条 役員が、理事会及び評議員会に出席したときは、下記により報酬を支払うことができる。

理事会等出席報酬	報酬 (日額)	10,000円
----------	---------	---------

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の監査指導等への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は下記により報酬及び費用弁償分を支払うことができる。なお、同一日に開催した評議員または理事会に出席した場合は、本条の報酬を優先する。

監事監査等指導報酬	報酬 (日額)	20,000円
-----------	---------	---------

(評議員選任・解任委員会出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、下記により報酬を支払うことができる。なお、同一日に開催した理事会等に出席した場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

評議員選任・解任委員会出席報酬	報酬 (日額)	10,000円
-----------------	---------	---------

(出張旅費)

第7条 役員が、法人職務遂行のため理事長の命を受けて出張等する場合は、日当及び旅費等を支給することができる。ただし、算定は、法人の旅費規程を遵守し支給することができる。

- 2 旅費等は原則として出張終了後、請求のあった日から遅延なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(報酬支給限度額)

第8条 この規程に該当する者、各々の報酬の年間(会計年度)支給限度額は500,000円とする。

(報酬の支給方法)

第9条 報酬等の支払は、出席した都度、翌月の一定の定まった日に銀行振込みにより支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第10条 役員等で、法人の給与規程により業務遂行の対価として収入を得ている者には、この規程を適用しない。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、改正社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改定は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

- 2 評議員選任・解任委員においては平成29年3月1日より起算する。
- 3 評議員においては平成29年4月1日より起算する。
- 4 役員においては平成29年度、新役員による第1回理事会開催より起算する。
- 5 この規程は、平成30年8月24日より適用する。ただし、第5条の監事の報酬並びに第8条の報酬支給限度額については平成30年4月1日より起算する。